

音更町事業承継支援事業補助金に関するQ & A

令和3年4月23日現在

番号	質問	回答
1	補助金の申請書はどこに提出するのか。	<p><b>音更町商工会</b>で申請を受け付けています。  <u>申請する前に音更町商工会に、事業計画書の確認をしていただくことをお薦めいたします。</u></p> <p>注) 役場と木野支所は受付を行っていません。</p>
2	いつから申請できるか。	<p><b>令和3年5月10日(月曜日)から令和4年2月28日(月曜日)まで</b>の平日に申請受付をします。(土日祝祭日は申請受付しておりません。)                  申請受付時間：午前8時45分から午後5時30分まで</p>
3	どのような事業者が補助対象となるか。	<p>町内で事業を営んでいる中小企業者(中小企業基本法第2条に規定する中小企業者又は同条第5項に規定する小規模事業者)のうち、<b>町内に登記上の本店がある法人であって、事業承継を行おうとするもの。</b>ただし、次に該当するものは補助金の交付対象外になります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 農林業者</li> <li>イ 町税等(国民健康保険税を除く)に滞納がある者</li> <li>ウ 政治・経済・宗教上の組織又は団体</li> <li>エ 風俗に関する営業を行う者</li> <li>オ 暴力団又は暴力団員等</li> <li>カ その他町長が不適當であると認める者</li> </ul>
4	個人事業主は補助対象とならないのか。	<p>補助対象になりません。法人のみが補助対象になります。</p>

番号	質 問	回 答																							
5	<p>中小企業者と小規模企業者の定義は何か。</p>	<p>中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者又は同条第5項に規定する小規模企業者を指します。</p> <table border="1" data-bbox="1167 349 2036 855"> <thead> <tr> <th rowspan="2">業 種</th> <th colspan="2">中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)</th> <th>小規模企業者</th> </tr> <tr> <th>資本金の額又は 出資の総額</th> <th>常時使用する 従業員の数</th> <th>常時使用する 従業員の数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①製造業、建設業、運輸業 その他の業種(②～④を除く)</td> <td>3億円以下</td> <td>300人以下</td> <td>20人以下</td> </tr> <tr> <td>②卸売業</td> <td>1億円以下</td> <td>100人以下</td> <td>5人以下</td> </tr> <tr> <td>③サービス業</td> <td>5,000万円以下</td> <td>100人以下</td> <td>5人以下</td> </tr> <tr> <td>④小売業</td> <td>5,000万円以下</td> <td>50人以下</td> <td>5人以下</td> </tr> </tbody> </table>	業 種	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)		小規模企業者	資本金の額又は 出資の総額	常時使用する 従業員の数	常時使用する 従業員の数	①製造業、建設業、運輸業 その他の業種(②～④を除く)	3億円以下	300人以下	20人以下	②卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下	③サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下	④小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下
業 種	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)			小規模企業者																					
	資本金の額又は 出資の総額	常時使用する 従業員の数	常時使用する 従業員の数																						
①製造業、建設業、運輸業 その他の業種(②～④を除く)	3億円以下	300人以下	20人以下																						
②卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下																						
③サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下																						
④小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下																						
6	<p>会社の定義は何か。</p>	<p>会社法上の会社（株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、（特例）有限会社）を指します。</p> <p>また、士業法人（弁護士法人、監査法人、税理士法人、行政書士法人、司法書士法人、特許業務法人、社会保険労務士法人、土地家屋調査士法人）は、会社法の合名会社の規定を準用して実質的に会社形態をとっていると認められることから、中小企業基本法に規定する「会社」の範囲に含むと解しています。</p>																							

番号	質 問	回 答
7	<p>社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、学校法人、組合（農業協同組合、生活協同組合、中小企業等協同組合法に基づく組合等）又は有限責任事業組合（LLP）は、資本金（出資金）又は従業員の基準を満たせば中小企業基本法上の中小企業に該当するか。</p>	<p>中小企業基本法上の「会社」に該当しないと解されることから中小企業基本法上の中小企業者に該当しないものと解されます。</p>
8	<p>事業を譲り受ける側（譲受企業）も補助対象となるか。</p>	<p>本補助金は、事業を譲り渡す側（譲渡企業）への補助であり、事業を譲り受ける側（譲受企業）は補助対象になりません。</p>
9	<p>法人の代表者が町民であれば補助対象となるか。</p>	<p>町内に登記上の本店がある法人を対象にしています。法人代表者の住民登録が町内にあり、法人の登記上の本店が町外の場合は、補助対象になりません。</p>
10	<p>事業を譲り受ける企業（譲受企業）が町外でも対象となりますか。</p>	<p>対象になります。譲渡企業が町内に登記上の本店を有していることが要件となります。</p>
11	<p>支援機関とは、どのようなものか。</p>	<p>音更町商工会（音更町大通6丁目6番地 プロspa6内）をいいます。事業計画等の作成支援、本補助金に関する相談や申請受付等の窓口になっています。</p>
12	<p>補助対象経費とは、どのようなものですか。</p>	<p>事業承継に関する、初期診断、課題分析・コンサルティング、税制申請に係る経費、株価など企業価値の算定、事業承継計画の作成、仲介・マッチングの登録、仲介委託契約などです。 消費税、振込手数料、税理士など専門事業者への顧問料、M&amp;Aなどの成立時に支払う成功報酬、役員報酬、事業承継に関する研修やセミナーの受講料などは補助対象外になります。</p>

番号	質 問	回 答
13	専門事業者とは、どのようなものか。	税理士事務所、会計事務所、法律事務所、コンサルティング会社、M&A仲介業者及び金融機関など中小企業庁が策定する事業承継ガイドライン等の内容を踏まえ、事業承継やM&Aについて専門的な知識を有する事業者です。
14	初期診断とは何ですか。	専門事業者が事業者に対し、最適な事業承継支援課題の設定、支援方法を提示するために実施する初回の面談や相談のことです。
15	課題分析とは何ですか。	専門事業者により、事業者が抱える事業承継の問題を抽出し整理するために行うものです。課題整理を行うことで、事業承継に関する計画をスムーズに作成することができます。
16	事業承継計画とは何ですか。	<p>国の税制優遇を受けるために必要な計画であり、承継の予定時期、株式承継時期までの経営課題とその対策、承継後5年間の経営計画等を記載する内容のものです。</p> <p>国の特例税制の適用を受けるためには、この計画の認定を都道府県知事から受ける必要があります。</p>
17	企業価値の算出とは何ですか。	専門事業者が、企業全体の価値や株式の価値等を計算し、数値化することをいいます。企業が保有している資産の価値は、例えば承継の際にかかる税金等やM&Aで売却する際の価格の算出に必要となるものです。
18	事業承継にかかる業務委託等を行うことができる機関は、町内の関係機関に限定されるか。	町外の関係機関と業務委託等を行った場合も対象になります。
19	税理士等と顧問契約を結んでいる場合も対象となるか。	既に顧問契約を結んでいる場合でも、その契約内容に本補助金の対象事業にかかる費用が含まれておらず、対象事業について別途契約等を結んでいれば補助対象となります。(No.12 のとおり、専門事業者への顧問料は補助対象外になります。)

番号	質 問	回 答
20	<p>専門事業者に頼らず、事業者自ら計画を策定した場合、消耗品など策定等に要した経費は補助対象となるか。</p>	<p>本補助金は、専門事業者の協力を経て計画策定等を行うものに限定し、独力で計画作成や課題分析等を実施した場合は対象になりません。</p>
21	<p>見積書、契約書（受発注書）、納品書、請求書、領収書等の帳簿類を紛失してしまいました。どうしたら良いですか。</p>	<p>発行元に再発行の依頼をしてください。補助対象経費がわかる書類の提出がないと補助金の申請ができません。</p>
22	<p>作成した計画に従業員の個人情報や企業秘密等の情報が掲載されている場合も、全て提出する必要があるか。</p>	<p>提出するのは左記情報を削除したもので構いません。必要に応じて原本を確認させていただく場合があります。</p>
23	<p>事業承継完了まで複数年かかる場合でも補助申請は可能か。</p>	<p>事業承継が完了するまで複数年かかる場合でも、補助対象経費の支払いが申請年度内に完了するものであれば申請可能です。  （事業承継が全て完了しなくても、初期診断や課題分析など、補助メニューが申請年度内に支払いまで完了する場合は申請可能。）  なお、<u>補助申請年度内に事業承継が完了しない場合は、補助申請年度以後の3年間、各年度の事業承継に係る取り組みや進捗状況について翌年度の4月20日までに報告していただきます。</u></p>
24	<p>補助申請年度より前に実施した経費は対象となるか。</p>	<p>当該年度の補助金は、<b><u>4月1日から翌年3月31日までの間に実施し、支払いまで完了した経費が補助対象</u></b>となります。よって、<b><u>補助対象年度より前に支払いが完了している経費は補助対象になりません。</u></b></p>
25	<p>補助金の申請前に既に事業に着手していますが、補助対象となりますか。</p>	<p>事業に着手する前に音更町商工会に相談することが望ましいですが、既に着手した事業についても、前問のとおり、当該申請年度中の対象経費であれば、補助対象になります。</p>

番号	質 問	回 答
26	承継方法はどのような形でも補助対象となるか。	親族内承継、従業員承継、社外への引継ぎ（M&A 等）など承継の方法によらず、補助要件等を満たす場合は対象になります。
27	実績報告はいつまでに行う必要がありますか。	補助対象事業を実施し、支払いが完了次第、速やかに行ってください。補助事業は3月末までに支払いまで全て完了する経費を対象とし、 <b><u>翌年度の4月20日までに実績報告を提出</u></b> する必要があります。 <b><u>報告期限を過ぎた場合は、補助金を交付することができません。</u></b>
28	補助金はいつ振り込まれますか。	補助申請から交付までの流れは以下のとおりです。 ①支援機関（音更町商工会）に事前相談、②支援機関へ補助申請、③補助金交付決定、④実績報告、⑤補助金額の確定、⑥補助金の交付 補助金額の確定後、概ね2～3週間で補助金の交付となります。
29	補助金の概算払いを受けることは可能ですか。	可能です。事業が完了する前に補助金の概算払いを希望する事業者は、補助金の交付決定後、支援機関へ概算払申請をしていただきます。 概算払いは補助対象経費の4分の1以内で25万円が限度となります。
30	何回でも補助制度を利用することは可能ですか。	<b><u>1事業者当たり、補助申請年度において1回限り</u></b> の申請となります。 事業が複数年にわたる場合、次年度以降に新たな補助対象経費について申請することは可能です。その際は、 <b><u>新たに事業計画を作成し、改めて音更町商工会に申請が必要</u></b> になります。 なお、 <b><u>次年度以降の予算が確約された訳ではありませんので、予算の状況によっては対応が異なる可能性があることを予めご了承ください。</u></b>